

協議第11号

小委員会の設置について

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会規約第10条の規定に基づき、別紙のとおり小委員会を設置することについて協議を求める。

平成28年11月25日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する
任意協議会 会長 加藤 憲一

小委員会の設置について

1. 小委員会の設置に関する規定

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会規約第10条第1項の規定により、会長は、協議会における協議事項の一部について調査し、または審議させるため、協議会に小委員会を設置することができることとなっている。

2. 小委員会を設置して検討すべき協議項目

合併に関する協議項目のうち、「議会議員の定数及び在任等の取扱いについて」については、限られた時間の中で専門的かつ集中的に検討、協議を行うため、その調査または審議を小委員会に付託する。

協議項目名	小委員会の設置を提案する理由	付託事項	構成委員(案)
議会議員の定数及び在任等の取扱いについて	合併により法人格が消滅する市の議会議員は身分を失うこととなるが、市町村の合併の特例等に関する法律により議会議員の定数及び在任に関する特例措置が認められているため、この措置を適用するかどうか等について、専門的な見地から検討する必要がある。	・ 議会議員の定数について ・ 議会議員の定数及び在任の特例の適用について ・ 議会議員の報酬について	・ 議会の権能、役割及び運営等に精通した委員

3. 小委員会の組織、運営その他必要な事項

規約第10条第2項の規定に基づき、小委員会の組織、運営その他必要な事項を次のとおり定める。

議会議員の定数及び在任等に関する小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会規約（以下「規約」という。）第10条第2項の規定に基づき、議会議員の定数及び在任等に関する小委員会（以下「小委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、次に掲げる事項について、調査又は審議を行うものとする。

- (1) 議会議員の定数に関すること
- (2) 議会議員の定数及び在任の特例の適用に関すること
- (3) 議会議員の報酬に関すること

(組織)

第3条 小委員会は、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会（以下「協議会」という。）の委員をもって組織するものとする。

- 2 委員は、規約第6条第1項第5号の委員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 5 会議は非公開とする。ただし、会議概要は公表するものとする。

(報告)

第6条 委員長は、小委員会の協議経過及び結果について、随時協議会の会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 小委員会の会議の庶務は、協議会事務局及び議会分科会が行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年11月25日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に行われる小委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、会長が招集する。